

応急手当啓発員ってなに？

私たちと一緒に、**AED** の使い方、
もしもの **応急手当** をみんなに広め
ませんか？！

応急手当啓発員とは、総務省消防庁の推進によって定められた「応急手当普及員」に該当する制度です。

袖ヶ浦市では、2日間または3日間の講習を受講することで、袖ヶ浦市消防長によって認定されます。

認定後は、応急手当啓発員によって救命講習を開催することができるようになり、その講習修了者は消防長によって修了証を交付されます。

皆様が応急手当啓発員となることで、より多くの方々に心肺蘇生法やAEDの使い方を伝えることができるようになります！

ぜひ応急手当啓発員になりませんか？！

現在、袖ヶ浦市では19名の市民の方が応急手当啓発員として活動されています。

お問い合わせは、下記連絡先にお問い合わせください。



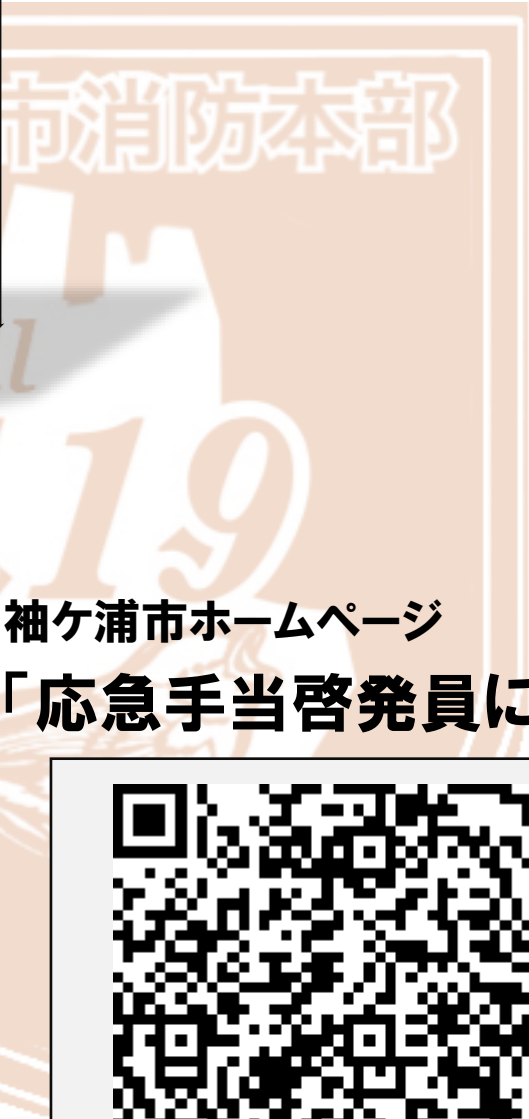
袖ヶ浦市消防本部

TEL:0438-64-0119



令和7年度開催

「応急手当啓発員講習(下半期)申込フォーム」



袖ヶ浦市ホームページ
「応急手当啓発員について」



袖ヶ浦市消防本部
TEL:0438-64-0119